



宮 崎 県 公 報

平成21年12月18日 (金曜日) 号外 第 84 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

頁

規 則

○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………	(行政経営課) 1
--	-----------

規 則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成21年12月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第47号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (平成21年宮崎県条例第52号) 附則ただし書に規定する改正規定中別表19の2の項の改正規定 (「及び清武町」を削る部分を除く。) の施行期日は、平成21年12月18日とする。